

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1 （略）</p> <p>第 2 事業実施主体</p> <p>1 要綱第 5 の <u>4</u> の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、<u>土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織、農業委員会（ただし、要綱別表の区分の欄の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄（14）に掲げるものに限る。）とする。</u></p> <p>2 要綱第 5 の 1 の（5）の農業法人等とは、農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 6 に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。</p> <p><u>（1）ハード事業の実施区域がある市町村において、<u>地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること又は中心経営体となることが確実と見込まれること。</u></u></p> <p>（2）（略） （削る。）</p>	<p>第 1 （略）</p> <p>第 2 事業実施主体</p> <p>1 要綱第 5 の <u>1 の（4）</u> の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 <u>及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織、農業委員会（ただし、要綱別表の区分の欄の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄（14）に掲げるものに限る。）とする。</u></p> <p>2 要綱第 5 の 1 の（5）の農業法人等とは、農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 6 に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。</p> <p><u>（1）ハード事業の実施区域がある市町村において、<u>人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること</u></u></p> <p>（2）（略）</p> <p><u>3 要綱第 5 の 2 の（1）の民間団体とは、民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会・事業協同組合、企業組合・協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。</u></p>

<p>(削る。)</p>	<p>なお、民間団体は、あらかじめ農産局長と協議の上、本事業の実施に関する事項に係る業務方法書を定めるものとする。</p> <p>4 <u>要綱第5の2の(1)の茶生産者団体とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。)、農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)、特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。)</u>その他農業者の組織する団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。</p>
<p>(削る。)</p>	<p>5 <u>要綱第5の2の(2)の生産者、実需者等で構成される協議会とは、以下の全ての要件を満たす協議会とする。</u></p> <p>(1) <u>以下の者から構成される協議会であること。なお、ア及びイについては、必須の構成員とする。</u></p> <p>ア <u>生産者(農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。)</u></p> <p>イ <u>実需者(中間事業者(産地と食品製造業者等(食品製造業者、外食事業者、花き販売・加工業者等をいう。以下同じ。))とをつなぎ、生産者から購入した園芸作物を食品製造業者等のニーズに合わせて供給し、場合によっては、選別、調整、加工等を行うことに加え、需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する民間事業者のことをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)</u></p> <p>ウ <u>本事業の実施を行う上で必要な地方公共団体等</u></p> <p>(2) <u>事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。</u></p> <p>(3) <u>協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</u></p>
<p>(削る。)</p>	<p>6 <u>要綱第17の1の(4)のアの事業実施者とは、原則として都道府県法人(果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第4条の4の第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。))とする。</u></p> <p><u>ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあつては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会その他民間団体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となること</u>が</p>

- 3 要綱別表の区分の欄の1（以下「定額助成」という。）の事業種類の欄（1）から（10）までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

### 第3 計画等の作成

- 1 要綱第7の農地中間管理機構との連携概要は、別記様式第1号を参考に作成するものとする。

2・3 （略）

（削る。）

- 4 要綱第10のスマート農業導入推進計画は、別記様式第2-3号により作成するものとする。

- 5 要綱第11の共同利用機器導入計画は、別記様式第2-4号により作成するものとする。

- 6 要綱第12の病害虫対策計画は、別記様式第2-5号により作成するものとする。

- 7 要綱第13の水田貯留機能向上計画は、別記様式第2-6号により作成するものとする。

- 8 要綱第14の土地利用調整計画は、別記様式第2-7号により作成するものとする。

- 9 要綱第15の農地耕作条件改善計画は、別記様式第3号により作成するものとする。

- 10 要綱第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画は、別記様式第4号及び別記様式第5号により作成するものとする。

11 （略）

- 12 農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、事業に必要な計画を作成するものとする。

（削る。）

できる。

- 7 要綱別表の区分の欄の1（以下「定額助成」という。）の事業種類の欄（1）から（9）までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

### 第3 計画等の作成

- 1 要綱第7の1の農地中間管理機構との連携概要は、別記様式第1号を参考に作成するものとする。

2・3 （略）

- 4 要綱第10の未来型産地形成推進条件整備計画は、新産地育成型及び既存産地改良型は別記様式第2-3号を例として、園芸作物導入型は別記様式第2-4号により作成するものとする。

- 5 要綱第11のスマート農業導入推進計画は、別記様式第2-5号により作成するものとする。

- 6 要綱第12の共同利用機器導入計画は、別記様式第2-6号により作成するものとする。

- 7 要綱第13の病害虫対策計画は、別記様式第2-7号により作成するものとする。

- 8 要綱第14の水田貯留機能向上計画は、別記様式第2-8号により作成するものとする。

- 9 要綱第15の土地利用調整計画は、別記様式第2-9号により作成するものとする。

- 10 要綱第16の農地耕作条件改善計画は、別記様式第3号により作成するものとする。

（新設）

11 （略）

- 12 農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画又はスマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画及び農地耕作条件改善計画を作成するものとする。

- 13 民間団体が事業実施主体となる場合は、支援対象者は、事業実施者、

(削る。)

#### 第4 事業の申請等

(削る。)

- 1 要綱第17の1の(1)の事業採択申請書は別記様式第7号により、要綱第17の2の事業採択通知書は別記様式第8号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第17の4により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第9号により、事業変更通知書は別記様式第10号により、それぞれ作成するものとする。
- 2 要綱第17の4の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。  
(1)～(5) (略)  
(6) 定率助成の事業種類の欄の(20)から(22)への変更
- 3 第3の10の農地整備・集約推進意向届(以下「意向届」という。)及び農地整備・集約推進実施計画(以下「整備・集約計画」という。)は、実施地区における市町村長が、都道府県、農地中間管理機構、農業委員会及び土地改良区等の関係機関並びに関係する農業者と必要な調整を行った上で作成し、都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、市町村が作成した意向届及び整備・集約計画を確認し、適当と判断する場合は、その計画を基に、都道府県の整備・集約計画を作成し、事業採択申請書に添付するものとする。

4・5 (略)

農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、未来型産地形成推進条件整備計画を作成するものとする。

- 14 茶生産者団体又は協議会が事業実施主体となる場合は、事業実施主体は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、未来型産地形成推進条件整備計画を作成するものとする。

#### 第4 事業の申請等

- 1 要綱第17の1の(1)の農村振興局長及び農産局長(以下、「農村振興局長等」という。)が別に定める書類は、実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)の2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。以下「実質化された人・農地プラン」という。)が作成された地区で本事業を実施する場合にあっては、同通知別紙1に基づき作成された実質化された人・農地プランの概要、同通知の5(1)に基づく工程表が公表された地区で本事業を実施する場合にあっては、当該工程表とする。
- 2 要綱第17の1の(1)及び(4)の事業採択申請書は別記様式第4号により、要綱第17の2及び6の事業採択通知書は別記様式第5号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第17の4又は7により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第6号により、事業変更通知書は別記様式第7号により、それぞれ作成するものとする。
- 3 要綱第17の4及び7の農村振興局長等が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。  
(1)～(5) (略)  
(新設)  
(新設)

4・5 (略)

(削る。)

(削る。)

## 第5 事業達成状況の報告

要綱第18の1から4の事業達成状況の報告は、以下のとおり行うものとする。

- 1 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2-1号から別記様式第2-7号まで及び別記様式第3号により行うものとする。
- 2 農地整備・集約推進費については、市町村長は、事業が完了したときは、農地整備・集約推進完了報告書（以下「完了報告書」という。）を別記様式第6号により作成し、都道府県知事へ報告するものとする。都道府県知事は、市町村が作成した完了報告書を基に、都道府県の完了報告書を作成し、地方農政局長等へ報告するものとする。
- 3 地方農政局長等への「報告」は、別記様式第11号によるものとする。
- 4 「改善計画」は、別記様式第13号によるものとする。

## 第6 助成

- 1 要綱第19の1について農村振興局長が別に定める助成単価とは、次に定めるところによる。
  - (1) 定額助成の事業種類の欄(1)から(10)までにあつては、以下の内容のものとする。なお、助成単価は、別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。
    - ア (略)
    - イ 事業完了時までに中心経営体に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、別表1の助成単価の欄の2に掲げるもの

6 公募選定者が事業実施主体となる場合は、農産局長が別に定める公募要領の規定により、都道府県及び関係市町村と調整を行うものとする。

7 要綱第4の2の人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合は、事業実施主体（要綱第3の3の(1)の事業のうち果樹を対象とするものにあつては支援対象者）は、要綱第17の2、3又は5により事業採択の通知を受けた後、遅滞なく、要綱第9から要綱第11まで、要綱第14及び要綱第15に掲げる計画のうち採択要件に必要とされるものを農地中間管理機構へ提出するものとする。

## 第5 事業達成状況の報告

要綱第18の1から4の事業達成状況の報告は、以下のとおり行うものとする。

- 1 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2-1号から別記様式第2-9号まで及び別記様式第3号により行うものとする。  
(新設)
- 2 地方農政局長等及び農産局長への「報告」は、別記様式第8号によるものとする。
- 3 「改善計画」は、別記様式第10号によるものとする。

## 第6 助成

- 1 要綱第19の1について農村振興局長等が別に定める助成単価とは、次に定めるところによる。
  - (1) 定額助成の事業種類の欄(1)から(9)までにあつては、以下の内容のものとする。なお、助成単価は、別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。
    - ア (略)
    - イ 事業完了時までに中心経営体 (人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。))第2

- (2) 定額助成の事業種類の欄 (11) から (16) までにあつては、別表 2 に掲げるものとする。
- (3) (略)
- (4) (3) の経営等農用地とは、所有権、利用権 (基盤法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。) 等の権原に基づき、又は農作業受託 (基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。) により集積された農地をいう。
- (5) (略)

2 要綱第 19 の 2 について

助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。

- (1) ~ (10)

(11) 地域内農地集積型及び高収益作物転換型において実施する農地整備・集約推進費にあつては、生産基盤整備事業 (定額助成の事業種類の欄の (1) から (8) まで及び (12) のハード事業 (ただし高収益作物転換型の場合は定額助成の事業種類の欄の (10) のハード事業も含まれる。)) の総事業費に 12.5% を乗じた額とする。ただし、別表 4 に掲げる地域等において行うものにあつては、同表の助成割合を乗じた額とする。

(12) 高収益作物転換型において実施する高収益作物導入推進費にあつては、生産基盤整備事業の総事業費に 12.5% を乗じた額とする。ただし、別表 4 に掲げる地域等において行うものにあつては、同表の助成割合を乗じた額とする。

(13) 高収益作物転換型において実施する高収益作物導入促進費にあつては、生産基盤整備事業の総事業費に別表 5 の区分に示す助成割合を乗じた額とする。

第 7 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施

に定める人・農地プラン (人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。)、実質化された人・農地プラン及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱 (平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。)) において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。)) に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、別表 1 の助成単価の欄の 2 に掲げるもの

- (2) 定額助成の事業種類の欄 (10) から (15) までにあつては、別表 2 に掲げるものとする。
- (3) (略)
- (4) (3) の経営等農用地とは、所有権、利用権 (農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。) 等の権原に基づき、又は農作業受託 (基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。) により集積された農地をいう。
- (5) (略)

2 要綱第 19 の 2 について

助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。

- (1) ~ (10)

(新設)

(新設)

(新設)

第 7 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設

設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

## 第8 その他

1～4 （略）

5 事業の着手は、原則として、国からの交付金の交付決定通知を受けて行うのとするが、やむを得ない事情により、交付金の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第12号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

6 定額助成の事業種類の欄の（7）及び（9）に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の（1）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の（1）から（6）まで、（8）及び（10）に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の（2）から（7）まで及び（10）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

（1）～（3） （略）

7～11 （略）

12 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄（18）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の交付金の交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実

を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

## 第8 その他

1～4 （略）

5 事業の着手は、原則として、国からの交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）の交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金等の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第9号）をあらかじめ地方農政局長等又は農産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

6 定額助成の事業種類の欄の（7）及び（9）に該当するもの及び要綱別表の区分の2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄の（1）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の（1）から（6）まで、（8）に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の（2）から（7）まで及び（10）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金等の返還措置を講ずるものとする。

（1）～（3） （略）

7～11 （略）

12 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄（18）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の交付金等の交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業

施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（3）のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

13～16 （略）

17 定額助成の（1）から（10）までの事業、定率助成の（1）から（7）までの事業及び（10）から（11）までの事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

18 17 に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は 17 の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（3）のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

13～16 （略）

（新設）

（新設）

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 の 17 及び 18 の改正規定は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領第 2 の 2（1）に規定されている中心経営体については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができるものとする。
- 3 この通知による改正後の定額助成の単価については、令和 5 年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和 4 年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。



改 正 後				現 行					
別表 1 (定額助成 (ハード事業))				別表 1 (定額助成 (ハード事業))					
事業種類	事業内容等	助成単価		事業種類	事業内容等	助成単価			
		1. 通常の助成単価 <sup>(※1)</sup>	2. 集約化加算単価 <sup>(※1)</sup>			1. 通常の助成単価 <sup>(※1)</sup>	2. 集約化加算単価 <sup>(※1)</sup>		
(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>25.0万円/10a</u> 【18.0万円/10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【21.5万円/10a】	(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>12.5万円/10a</u> 【10.5万円/10a】	<u>15.0万円/10a</u> 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>23.5万円/10a</u> 【17.0万円/10a】	<u>28.0万円/10a</u> 【20.0万円/10a】		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>10.5万円/10a</u> 【8.5万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	<u>6.0万円/10a</u> 【5.0万円/10a】	<u>7.0万円/10a</u> 【6.0万円/10a】		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	<u>5.5万円/10a</u> 【4.0万円/10a】	<u>6.5万円/10a</u> 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	(略)	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円/100m】	<u>4.0万円/100m</u> 【4.0万円/100m】		畦畔撤去のみの場合	(略)	<u>3.0万円/100m</u> 【3.0万円/100m】	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化。	<u>10.5万円/10a</u> 【7.0万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【8.0万円/10a】		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>42.0万円/10a</u> 【29.5万円/10a】	<u>50.0万円/10a</u> 【35.0万円/10a】	(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>25.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【23.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下	(略)	<u>40.0万円/10a</u> 【28.5万円/10a】	<u>48.0万円/10a</u> 【34.0万円/10a】		水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下	(略)	<u>23.0万円/10a</u> 【17.5万円/10a】	<u>27.5万円/10a</u> 【21.0万円/10a】

	の場合であって表土扱いを行う場合			
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		<u>22.5万円/10a</u> 【16.5万円/10a】	<u>27.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】
(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>25.0万円/10a</u> 【18.0万円/10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【21.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>23.5万円/10a</u> 【17.0万円/10a】	<u>28.0万円/10a</u> 【20.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	<u>6.0万円/10a</u> 【5.0万円/10a】	<u>7.0万円/10a</u> 【6.0万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	(略)	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円/100m】	<u>4.0万円/100m</u> 【4.0万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化。		<u>10.5万円/10a</u> 【7.0万円/10a】
(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>42.0万円/10a</u> 【29.5万円/10a】	<u>50.0万円/10a</u> 【35.0万円/10a】

	の場合であって表土扱いを行う場合			
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		<u>17.5万円/10a</u> 【13.0万円/10a】	<u>21.0万円/10a</u> 【15.5万円/10a】
(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>12.5万円/10a</u> 【10.5万円/10a】	<u>15.0万円/10a</u> 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>10.5万円/10a</u> 【8.5万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	<u>5.5万円/10a</u> 【4.0万円/10a】	<u>6.5万円/10a</u> 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	(略)	<u>3.0万円/100m</u> 【3.0万円/100m】	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円/100m】
	(新設)	(新設)		(新設)
(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>25.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【23.0万円/10a】

	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合		<u>40.0万円/10a</u> 【28.5万円/10a】	<u>48.0万円/10a</u> 【34.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		<u>22.5万円/10a</u> 【16.5万円/10a】	<u>27.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】
(5) 暗渠排水	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	(略)	<u>19.0万円/10a</u> 【13.5万円/10a】	<u>22.5万円/10a</u> 【16.0万円/10a】
	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>17.0万円/10a</u> 【12.0万円/10a】	<u>20.0万円/10a</u> 【14.0万円/10a】
	トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>12.0万円/10a</u> 【8.5万円/10a】	<u>14.0万円/10a</u> 【10.0万円/10a】
	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>10.5万円/10a</u> 【7.5万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【9.0万円/10a】
(6) 湧水処理	表土扱いを行う場合	(略)	<u>20.5万円/100m</u> 【14.0万円/100m】	<u>24.5万円/100m</u> 【16.5万円/100m】
	表土扱いを行わない場合	(略)	<u>18.5万円/100m</u> 【12.5万円/100m】	<u>22.0万円/100m</u> 【15.0万円/100m】
(7) 末端畑地かんがい	樹園地の場合	(略)	<u>29.0万円/10a</u> 【20.5万円/10a】	<u>34.5万円/10a</u> 【24.5万円/10a】

	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合		<u>23.0万円/10a</u> 【17.5万円/10a】	<u>27.5万円/10a</u> 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		<u>17.5万円/10a</u> 【13.0万円/10a】	<u>21.0万円/10a</u> 【15.5万円/10a】
(5) 暗渠排水	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	(略)	<u>15.0万円/10a</u> 【11.5万円/10a】	<u>18.0万円/10a</u> 【13.5万円/10a】
	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>14.5万円/10a</u> 【10.5万円/10a】	<u>17.0万円/10a</u> 【12.5万円/10a】
	トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>10.0万円/10a</u> 【8.5万円/10a】	<u>12.0万円/10a</u> 【10.0万円/10a】
	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>7.5万円/10a</u> 【5.5万円/10a】	<u>9.0万円/10a</u> 【6.5万円/10a】
(6) 湧水処理	表土扱いを行う場合	(略)	<u>15.0万円/100m</u> 【11.0万円/100m】	<u>18.0万円/100m</u> 【13.0万円/100m】
	表土扱いを行わない場合	(略)	<u>14.0万円/100m</u> 【10.0万円/100m】	<u>16.5万円/100m</u> 【12.0万円/100m】
(7) 末端畑地かんがい	樹園地の場合	(略)	<u>24.5万円/10a</u> 【17.5万円/10a】	<u>29.0万円/10a</u> 【21.0万円/10a】

施設	樹園地以外の畑地の場合		<u>18.5万円/10a</u> 【13.0万円/10a】	<u>22.0万円/10a</u> 【15.5万円/10a】
	ほ場外からの接続管		<u>6.5万円/10m</u> 【4.5万円/10m】	<u>7.5万円/10m</u> 【5.0万円/10m】
	給水栓設置の場合	(略)	<u>2.0万円/箇所</u> 【1.5万円/箇所】	<u>2.0万円/箇所</u> 【1.5万円/箇所】
(8) 土層改良				
(ア) 反転耕	(略)		<u>28.0万円/10a</u> 【20.5万円/10a】	/
(イ) 混層耕	(略)		<u>2.0万円/10a</u> 【1.5万円/10a】	/
(ウ) 堆肥施用	(略)		<u>2.0万円/10a</u> 【1.5万円/10a】	/
(エ) 明渠排水	(略)	(略)		/
(オ) 客土	(略)		<u>26.0万円/10a</u> 【17.5万円/10a】	<u>31.0万円/10a</u> 【21.0万円/10a】
(カ) 除礫	(略)		<u>23.5万円/10a</u> 【16.0万円/10a】	<u>28.0万円/10a</u> 【19.0万円/10a】
(9) 更新整備				
(ア) 用水路	<u>300×300mm</u> 土工(バックホウ)、用水路工、附帯工(柵据付工、取水ゲート据付工)		<u>12.5万円/10m</u> 【8.5万円/10m】	<u>15.0万円/10m</u> 【10.0万円/10m】
(イ) 排水路	<u>500×500mm</u> 土工(バックホウ)、排水路工、仮設工(水替え、マット敷設)		<u>22.0万円/10m</u> 【16.0万円/10m】	<u>26.0万円/10m</u> 【19.0万円/10m】

施設	樹園地以外の畑地の場合		<u>15.5万円/10a</u> 【11.0万円/10a】	<u>18.5万円/10a</u> 【13.0万円/10a】
	ほ場外からの接続管		<u>5.0万円/10m</u> 【4.0万円/10m】	<u>5.0万円/10m</u> 【4.0万円/10m】
	給水栓設置の場合	(略)	<u>1.5万円/箇所</u> 【1.0万円/箇所】	<u>1.5万円/箇所</u> 【1.0万円/箇所】
(8) 土層改良				
(ア) 反転耕	(略)		<u>35.0万円/10a</u> 【20.0万円/10a】	/
(イ) 混層耕	(略)		<u>2.5万円/10a</u> 【1.5万円/10a】	/
(ウ) 堆肥施用	(略)		<u>2.5万円/10a</u> 【1.5万円/10a】	/
(エ) 明渠排水	(略)	(略)		/
(オ) 客土	(略)		<u>11.5万円/10a</u> 【6.5万円/10a】	<u>13.5万円/10a</u> 【7.5万円/10a】
(カ) 除礫	(略)		<u>20.0万円/10a</u> 【14.5万円/10a】	<u>24.0万円/10m</u> 【17.0万円/10m】
(9) 更新設備				
(ア) 用水路	土工(バックホウ)、用水路工、附帯工(柵据付工、取水ゲート据付工)		<u>9.5万円/10m</u> 【6.0万円/10m】	<u>11.0万円/10m</u> 【7.0万円/10m】
(イ) 排水路	土工(バックホウ)、排水路工、仮設工(水替え、マット敷設)		<u>14.5万円/10m</u> 【8.5万円/10m】	<u>17.0万円/10m</u> 【10.0万円/10m】

(ウ) 農作業道	幅 4 m 土工 (バックホウ)、排水路工、仮設工 (水替え、マット敷設)	11.5 万円/10m 【8.0 万円 /10m】	13.5 万円/10m 【9.5 万円 /10m】
(エ) 畦畔	300×300mm, 勾配 1:1.0 畦畔築立 (バックホウ)	14.5 万円/100m 【9.5 万円 /100m】	17.0 万円 /100m 【11.0 万円 /100m】
(オ) 排水口	320×445×700 mm 土工 (バックホウ)、附帯工 (樹掘付 工)	4.0 万円/箇所 【3.0 万円/箇 所】	4.5 万円/箇所 【3.5 万円/箇 所】
(カ) 特認事業	(略)		
<u>(10) 畑作転換工</u>			
(ア) 額縁排水溝	額縁排水溝 (バックホウ)	1.5 万円/100m 【1.0 万円 /100m】	1.5 万円/100m 【1.0 万円 /100m】
(イ) 酸度矯正	酸度矯正 (トラクタ、スプレッダ)	0.5 万円/10a 【0.5 万円 /10a】	0.5 万円/10a 【0.5 万円 /10a】

注) (略)

※1・※2 (略)

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア (1) から (4) までについては、受益面積 10 アール当たり 2万5千円 (施工延長 100 メートル当たり 1 万円) を減算

イ・ウ (略)

※4 (5) については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり 3万円 を加算するものとする。

※5 (5) 及び (6) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり ((6) にあつては施工延長 100 メートル当たり) 2万円 を加算するものとする。

※6 (略)

※7 (5) については、農地の区画の形状等により吸水渠 (本暗渠管) の間隔 (L) が

(ウ) 農作業道	土工 (バックホウ)、路床材投入 (バック ホウ)、路床工 (ブルドーザ、ローラ 等)、路盤工 (ローラ等)、舗装工 (ロー ラ等)	9.5 万円/10m 【6.0 万円 /10m】	11.0 万円/10m 【7.0 万円 /10m】
(エ) 畦畔	畦畔築立 (バックホウ)	14.0 万円/100m 【8.5 万円 /100m】	16.5 万円 /100m 【10.0 万円 /100m】
(オ) 排水口	土工 (バックホウ)、附帯工 (樹掘付 工)	4.5 万円/箇所 【2.5 万円/箇 所】	5.0 万円/箇所 【3.0 万円/箇 所】
(カ) 特認事業	(略)		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注) (略)

※1・※2 (略)

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア (1) から (4) までについては、受益面積 10 アール当たり 2万円 (施工延長 100 メートル当たり 1 万円) を減算

イ・ウ (略)

※4 (5) については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり 2万5千円 を加算するものとする。

※5 (5) 及び (6) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり ((6) にあつては施工延長 100 メートル当たり) 1万5千円 を加算するものとする。

※6 (略)

※7 (5) については、農地の区画の形状等により吸水渠 (本暗渠管) の間隔 (L) が

10メートル以外となる場合には、下式により助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

- ※8 (9)の(エ)にあつては、幅広畦畔の場合は4万5千円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m(幅広畦畔の場合は4万円/100m)、防草シートを設置する場合は11万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別表2 (定額助成(ソフト事業))

事業種類	助成単価
(11)～(16) (略)	(略)

- ※1 (11)、(12)及び(16)の助成の限度額は、助成単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。
- ※2 (12)を実施する場合は、※1に示す限度額の範囲内で(11)を実施することができる。
- ※3 (11)においては、以下に掲げる事業を実施することができる。  
ア～ウ (略)
- ※4 (12)においては、以下に該当する事業を実施することができる。  
ア～ウ (略)
- ※5 (15)は、以下の取組を実施することができる。  
ア～ウ (略)
- ※6 (16)においては、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大を実施することができる。

別表3 (新植・改植支援単価等)

補助対象となる取組	支援単価等
1 果樹 (1) 慣行樹形等への新植・改植	(新植支援単価(括弧書きは改植支援単価))

10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

- ※8 (9)の(エ)にあつては、幅広畦畔の場合は3万円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m(幅広畦畔の場合は5万円/100m)、防草シートを設置する場合は9万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別表2 (定額助成(ソフト事業))

事業種類	助成単価
(10)～(15) (略)	(略)

- ※1 (10)、(11)、(15)の助成の限度額は、助成単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。
- ※2 (11)を実施する場合は、※1に示す限度額の範囲内で(10)を実施することができる。
- ※3 (10)においては、以下に掲げる事業を実施することができる。  
ア～ウ (略)
- ※4 (11)においては、以下に該当する事業を実施することができる。  
ア～ウ (略)
- ※5 (14)は、以下の取組を実施することができる。  
ア～ウ (略)
- ※6 (15)においては、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大を実施することができる。

別表3 (新植・改植支援単価等)

補助対象となる取組	支援単価等
1 果樹 (1) 慣行樹形等への新植・改植	(新植支援単価(括弧書きは改植支援単価))

ア～ウ (略)	(略)
エ 主要果樹（かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。）の新植・改植（ただし、アからウまでに掲げる場合を除く。）	<u>15 (17)</u> 万円/10a
オ (略)	(略)
(2) 省力樹形への新植・改植 ア～カ (略)	(略)
キ V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への新植・改植	<u>71 (73)</u> 万円/10a
ク (略)	(略)
2 (略)	(略)

ア～ウ (略)	(略)
エ 主要果樹（かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。）の新植・改植（ただし、アからウまでに掲げる場合を除く。）	<u>17 (15)</u> 万円/10a
オ (略)	(略)
(2) 省力樹形への新植・改植 ア～カ (略)	(略)
キ V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への新植・改植	<u>73 (71)</u> 万円/10a
ク (略)	(略)
2 (略)	(略)

別表 4 (地域等の助成割合)

地域等	助成割合
北海道	7.5%
沖縄県	2.5%
奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく指定地域	7.0% ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行つるものうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては2%、畑地帯において行つるものにあつては、

(新設)

		7.5%		
	(1) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）	7.5%		
	(2) 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。）			
	(3) 特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された地域をいう。）			
	(4) 振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）			
	(5) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用す			



る場合を含む。)、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項 (同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。)、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。) を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村 (同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。) をいう。)

(6) 特定農山村地域 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。)

(7) 急傾斜畑地帯 (旧急傾斜

地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）  
 (8) 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）

別表 5（助成割合）

区分	高収益作物転換率	助成割合	助成額
高収益作物転換型	50%以上	12.5%	生産基盤整備事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	40%以上	10.0%	
高収益作物導入促進費	50%未満	7.5%	
	30%以上 40%未満		

別記様式第 1 号

農地中間管理事業との連携概要 記載例

〇〇県△△市 □□区域（◎◎地区）

※ □□区域は地域計画の策定区域名（予定も可）、◎◎地区は農地耕作条件改善事業の地区名を記載

1. ・ 2. （略）

（新設）

別記様式第 1 号

農地中間管理事業との連携概要 記載例

〇〇県△△市 □□区域（◎◎地区）

※ □□区域は農地中間管理事業の重点実施区域名（予定も可）、◎◎地区は農地耕作条件改善事業の地区名を記載

1. ・ 2. （略）

3. 機構の活用イメージ（農地利用図）（略）

注1： **地域計画の策定区域**の範囲及び農地耕作条件改善事業の受益範囲を明記すること。

注2：（略）

【活用前（令和〇〇年）】・【活用後（令和〇〇年）】（略）

注3：（略）

4.（略）

3. 機構の活用イメージ（農地利用図）（略）

注1： **農地中間管理事業の重点実施区域**の範囲及び農地耕作条件改善事業の受益範囲を明記すること。

注2：（略）

【活用前（令和〇〇年）】・【活用後（令和〇〇年）】（略）

注3：（略）

4.（略）

別記様式第2-1号

地域内農地集積促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間		<b>地域計画の策定区域名</b>	<b>策定時期（予定）</b>
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針	・区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施するとともに、先進的省力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組むことで、事業実施区域において農地中間管理機構による担い手への農地の賃貸借面積を向上させる等の農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		
農地集積に係る目標			
地域内農地集積促進計画の目標年度：R〇〇年度			
	事業実施前	事業実施後	
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
担い手の集約化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
その他	導入作物を地域ブランド化しメディア戦略を展開 等		

別記様式第2-1号

地域内農地集積促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間		<b>重点実施区域名</b>	<b>指定時期（予定）</b>
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針	・区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施するとともに、先進的省力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組むことで、事業実施区域において農地中間管理機構による担い手への農地の賃貸借面積を向上させる等の農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		
農地集積に係る目標			
地域内農地集積促進計画の目標年度：R〇〇年度			
	事業実施前	事業実施後	
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
担い手の集約化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
その他	導入作物を地域ブランド化しメディア戦略を展開 等		

事業の活用イメージ

農地耕作条件改善事業の事業実施地区における事業実施前の農地集積状況等を記載



農地耕作条件改善事業の事業実施地域における事業実施後の農地集積計画等を記載

事業の活用イメージ

農地耕作条件改善事業の事業実施地区における事業実施前の農地集積状況等を記載



農地耕作条件改善事業の事業実施地域における事業実施後の農地集積計画等を記載

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・田の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水	・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・条件改善促進支援	・条件改善推進費

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な項目		

注1～注7： (略)

注8： 本様式は地域計画を作成している場合をもって代替することができる。

別記様式第2-2号

高収益作物転換促進計画(事業達成状況報告)

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・田の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水	・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・条件改善促進支援	・条件改善推進費

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な項目		

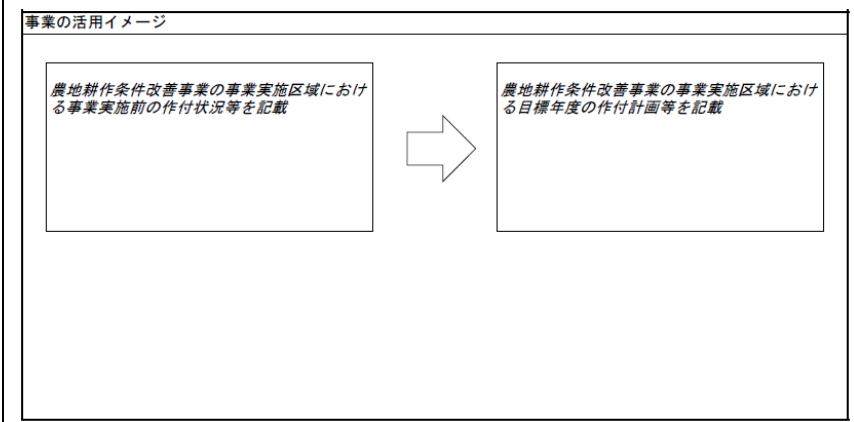
注1～注7： (略)

(新設)

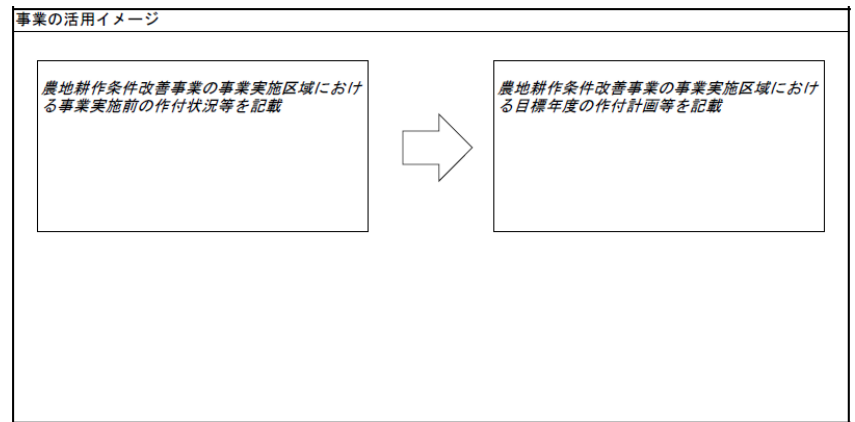
別記様式第2-2号

高収益作物転換促進計画(事業達成状況報告)

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業(〇〇)		
事業実施期間		地域計画の策定区域名	策定期間(予定)
農地中間管理機構による地域内(受益地内)の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針	・事業実施区域の周辺区域(地域計画の策定区域)において事業実施区域の農地に係る担い手への集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに〇〇に転換する等の農地中間管理機構による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		
高収益作物転換に係る目標			
高収益作物転換促進計画の目標年度：ROO年度			
	事業実施前	事業実施後	
高収益作物への転換面積(率)	品目：〇〇a(〇〇%)	品目：〇〇a(〇〇%)	
担い手の集積面積(率)	〇〇a(〇〇%)	〇〇a(〇〇%)	
その他	導入作物を地域ブランド化しメディア戦略を展開 等		



地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業(〇〇)		
事業実施期間		重点実施区域又は実質化された人・農地プラン名	指定時期(予定)
農地中間管理機構による地域内(受益地内)の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針	・事業実施区域の周辺区域(重点実施区域)において事業実施区域の農地に係る担い手への集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに〇〇に転換する等の農地中間管理機構による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		
高収益作物転換に係る目標			
高収益作物転換促進計画の目標年度：ROO年度			
	事業実施前	事業実施後	
高収益作物への転換面積(率)	品目：〇〇a(〇〇%)	品目：〇〇a(〇〇%)	
担い手の集積面積(率)	〇〇a(〇〇%)	〇〇a(〇〇%)	
その他	導入作物を地域ブランド化しメディア戦略を展開 等		



事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・畑の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備	・末端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援 ・高収益作物転換推進費			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・高収益作物導入支援	・条件改善推進費 ・高収益作物導入支援

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円)  【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

注1： (略)

注2： 高収益作物 主食用米(備蓄用米を含む。)並びに経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)IV第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金、IV第2の6(1)の戦略作物助成の対象作物及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第2条に規定する作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いものをいう。

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・畑の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備	・末端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援 ・高収益作物転換推進費			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・高収益作物導入支援	・条件改善推進費 ・高収益作物導入支援

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円)  【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

注1： (略)

注2： 高収益作物とは、主食用米(備蓄用米を含む)並びに経営所得安定対策実施要綱IV第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金及びIV第2の6(1)の戦略作物助成の対象作物以外の作物とし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。  
・野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜

注3～注5：（略）

注6：事業実施に当たり、水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、それを証明する資料を添付すること。  
(削る。)

- ・ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹農業振興計画に位置づけられた果樹
- ・ 都道府県、市町村の農業振興計画等において位置づけられた振興すべき農産物
- ・ 地域のブランド認証制度で位置づけられた農産物
- ・ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次化産業化法）（平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画に位置づけられた6次産業化に向けた取組において主要となる農産物

注3～注5：（略）  
(新設)

別記様式第2－3号



**未来型産地形成推進条件整備計画**  
**( 新産地育成型 ・ 既存産地改良型 )**  
(該当する型を○で囲む)

関係都道府県・市町村・地区名 <b>〇〇県〇〇市 〇〇地区</b>	支援対象品 <small>(高にあっては、基準産品用体)</small>	事業実施期間	目標年度
		<b>令和〇年度～〇年度</b>	<b>令和〇年度</b>
委託種別 <small>( 新産地育成型・新植樹型 既存産地改良型・改植樹型 )</small>	関連事業地区名	重点実施区域又は委託化された人・農地プラン名	左記の指定又は実施の時期(予定)
<b>〇〇ha</b>	<b>〇〇地区</b>		<b>令和〇年〇月</b>

**未来型産地の形成を推進するための基礎整備の状況**

(新産地育成型の例) 事業実施区域では、県産〇〇事業〇〇地区により水田〇〇haが標準区域〇〇haに大区画化され、また用排水路のバイパスライン化と存続内務作業道の設置により、収穫期の移動をスムーズに行うことが可能な基礎が整備されている。本事業では、これに加え、令和〇年度までに〇〇(品目名)の省力樹形・機械作業体系を導入し、労働生産性の抜本的に高めたモデル産地の実現及び水田の高収益化を図る。

**関連する基礎整備事業の概要**

受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：R〇～R〇、主要工事内容：区画整理〇〇ha、農業排水〇〇ha、用排水路〇〇m

**未来型産地形成の概要**

(新産地育成型の例) 事業実施区域の水田転換樹園地において、りんご〇ha、なし〇haを対象に省力樹形・整列樹形・機械作業体系を導入し、管理作業の省力化のためにスピードスプレイヤーを〇基、収穫作業の省力化のために高所作業台車を〇基導入する。

対象品目名	新植(改植)面積	導入する栽培方法	導入する機械・施設	導入する機械・施設の数	導入する機械・施設の割合	機械・施設の活用農家戸数	管理体制
りんご	〇ha	超高密植栽培	高所作業台車	〇基	〇基/〇ha	〇戸	全基、活用農家が所有・管理
		整列樹形	スピードスプレイヤー	〇基	〇基/〇ha	〇戸	
なし	〇ha	ジョイント栽培	スピードスプレイヤー	〇基	〇基/〇ha	〇戸	全基、活用農家が所有・管理

**未来型産地形成に向けた取組**

(必須) 新植(改植)実施後の植樹までの実施方針 (例) 基礎整備実施と並行し、りんご・なしの新植の準備として、早期成園化のための苗木を育成する。基礎整備が完了した園地から順次、新植を実施する。成園化までの間、幼木の管理作業を実施する。また、省力樹形の管理技術、作業機械の操作方法等を習得するための研修を実施する。

(任意) 小規模園地整備の実施 (例) 水田から転換した樹園地の利用度を高めるため、新植を実施する前に、灌漑や排水対策、土壌・土質改良等を実施する。

事業の実施イメージ（目標年度を5年目とする場合）

区 分		1年目 (事業開始年度)	2年目	3年目	4年目	5年目 (目標年度)
本事業とは別の国庫が投入された基金整備事業	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					
小規模園地整備	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					
新植・改植	支援対象面積					
	国庫補助金額					
経営 早期成園 経営継続 強化策・	大苗の育成	支援対象面積				
		国庫補助金額				
	代替農地での営農	支援対象面積				
		国庫補助金額				
	省力技術研修	支援対象面積				
		国庫補助金額				
機械作業体系導入	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					

- 注1： 事業実施該当年度に金額、面積を記入すること。
- 2： 必要に応じて、目標年度までの年数を追加・削除すること。
- 3： 新植（新産地育成型）・改植（既存産地改良型）、早期成園化・経営継続強化策の国庫補助金額は、支援対象面積に面積当たり支援単価を乗じたもの。
- 4： 新植・改植の面積当たり支援単価は別表参照。
- 5： 早期成園化・経営継続強化策のうち代替農地での営農は、既存産地改良型のみ取組可能。  
また、早期成園化・経営継続強化策の支援対象面積の定義は次のとおり。
- (1) 大苗の育成  
新植・改植を行う園地の面積のうち、大苗の育成により準備した大苗を用いて新植・改植を行う面積
- (2) 代替農地での営農  
改植を行う園地において、改植により途絶する収益に対する、代替農地での目標収益の割合（100%を限度とする。）を改植面積に乘じて算出した面積（対象品目に係る地域の経営指標等、収益のバックデータを添付すること。）
- (3) 省力技術研修  
改植を行う園地において、省力技術（省力樹形や整列樹形、機械作業体系をいう。）を導入する面積
- 6： 民間団体は、本事業の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長と協議の上、業務方法書に定めるものとする。
- 7： 茶生産者団体にとっては、本事業に取り組み補助金の交付を受けようとする全ての生産者について、生産者名、取組内容、取組面積、補助金額を明記した一覧表を添付すること。

(削る。)

別記様式第2-4号

**未来型産地形成推進条件整備計画  
(園芸作物導入型)**

関係都道府県・市町村・地区名	支援対象者(協議会名)	事業実施期間	目標年度
目標年度における園芸作物作付面積	事業地区名	重点実施地区又は実質化された人・農地プラン名	左記の指定又は実質化の時期(予定)

**第1. 事業計画総括表**

**1. 事業概要等**

区 分	事業費 円	負担区分			補助率	備 考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円		
1. 産地の合意形成に向けた取組						
協議会の開催					定額	
園芸作物の生産及び供給体制の整備					定額	
2. 栽培技術の確立等に向けた取組						
試験栽培の実施					定額	
品種の加工適性試験					定額	
GAP・トレーサビリティ手法の導入					定額	
販路拡大の取組					定額	
3. 機械・施設のリース方式による導入等の取組					定額 1/2	
機械・施設のリース方式による導入					1/2	
省力化・安定生産に必要な生産資材の導入					1/2	
栽培技術の確立や研修会の開催					定額	
合 計					二	

注1:「備考」の項には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち消費税〇〇〇円」を、戻税額がない場合には「該当なし」と、戻税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

対象品目	
------	--

注:本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

2. 事業完了(予定)年月日 年 月 日

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 成果目標

(1) 契約取引の割合

品 目	地 区	契約取引の割合				備 考
		初年度 ( <u>          </u> 年度)	2 年 目	3 年 目	目標年度 ( <u>          </u> 年度)	
		%	%	%	%	
合 計						

注1：複数の作物や品目に取り組む場合、合計面積の契約割合が50%以上であることを示す。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

注3：契約取引を数量契約で行う場合は、当該団場で生産する生産物の予定数量を当該品目の平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準じる収穫量とする。）で除して算出した面積により、これと替えることができるものとする。

(2) 取組の結果及び評価方法

--

注：取組の結果及び評価方法が、定量的に評価できるよう、その内容を記入すること。

第3 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取 組 の 内 容		
	産地の合意形成に向けた取組	品種の選定や出荷先の確保に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組
年 月			
年 月			
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

(1) 産地の合意形成に向けた取組

取 組 内 容	開 催 時 期	具体的な内容	備 考
(例)協議会の開催	4月、8月、2月		
(例)専業作物の生産及び組織体制の構築	8月	水稲等から野菜への転換に先導的に取り組むJA〇〇(〇市)へ生産技術に係る現地調査	

注1：「取組内容」の欄は、取組内容ごとに記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

(2) 栽培技術の確立等に向けた取組

取 組 内 容	開 催 時 期	具体的な内容	備 考
(例)試験栽培の実施	8～12月	〇〇(品目)に係る転作栽培実証を実施	

注1：実証団場を設置する場合は、3(実証団場の設置)も記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

(3) 機械・施設のリース方式による導入等の取組

取組内容	導入時期	具体的な内容	備考

注1：実証ほ場を設置する場合は、3（実証ほ場の設置）も記入すること。  
注2：機械・施設のリース方式による導入を実施する場合は、6を記入すること。  
注3：通宜、行を追加して記入すること。

3 実証ほ場の設置（本事業の各取組において、実証ほ場を設置する際は以下の内容を記載すること。）

(1) 実証ほ場の設置に係る取組（該当する取組全てに○を記載すること（複数記載可）。）

栽培技術の確立等に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組

(2) 実証ほ場の内容

品目	設置場所	ほ場面積 (a)	具体的な取組内容	管理責任者	備考
計	二		二		

注1：「管理責任者」の欄は、実証ほ場に関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。  
注2：「設置場所」の欄は、実証ほ場を設置する市町村名・地域名を記入すること。  
注3：通宜、行を追加して記入すること。

4 機械・施設のリース導入に係る事項

(1) リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型 式	台数・面積	機械・施設管理費	保管・設置場所	備考

注：対象機械・施設が複数ある場合には、通宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

(2) 導入する機械・施設の規模決定根拠

機械・施設名	リース物件価格 (千円)	リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする機械・施設の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。  
注2：「リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力案の具体的な数値を用いて記入すること。

(3) リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		

一般競争入札 ・ 指名競争入札

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械・施設のリース料等

リース期間	開始月～終了月(※1)	____年 月	～	____年 月	(月)	備考
	リース借受日から○年間(※2)				(年)	
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①				(円)	
リース期間終了後の残存価値(消費税抜き)	②				(円)	
リース料助成申請額	③				(円)	
リース諸費用(消費税抜き)	④				(円)	
消費税	⑤				(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み)	①-②-③+④+⑤				(円)	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること(使用した算式に○を記入すること)。						
I リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2以内		II (リース物件価格 - 残存価値) × 1/2以内				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

5. 生産資材の購入に係る事項

資材名	個数	使用面積	単価	事業費	うち助成申請額	備考

注：以下の書類を添付すること。

- 複数の販売会社の見積書の写し(全社分)
- その価額が必要と認める資料

第4 必要経費

1. 経費の配分と負担区分

区 分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
園芸作物転換強化事業	円	円	円	円	
1. 産地の合意形成に向けた取組					
2. 栽培技術の確立等に向けた取組					
3. 機械・施設のリース方式による導入等の取組					
合 計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：「区分」欄の1の取組を実施するに当たり、補助率の異なる取組を行う場合は補助率ごとに記載欄を分けて記載すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）  
 (1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金		二	二	二	
その他		二	二	二	
合 計		二	二	二	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
圃場作物転換強化事業	円	円	円	円	
合 計		二	二	二	二

注1：精算精算の基礎等の根拠資料を提出すること。  
 注2：通直、行を追加して記入すること。

第5 協議会構成及び執行体制

名 称	所 在 地	区 分			
		生産者	業者者	行政	その他
JAOO（代表団体）					
〇〇共済組合					
農地所有連携法人 〇〇					
有限会社 〇〇法人					
〇〇大学（オブザーバー）					
〇〇市役所（オブザーバー）					

協議会代表者名	JAOO △△ ××
事務代表者名	JAOO 〇〇部長 〇〇 ▲▲
会計責任者名	JAOO 〇〇部長 〇〇 課長 〇〇 ▲▲

注1：協議会構成員の「名称」欄に、協議会の代表団体が分かるよう記載すること。また、オブザーバーについても別項に記載すること。  
 注2：構成員の位置づけられる名称（生産者、業者者、行政）に〇印を記載すること。また、その他の場合は、該当する業種等を記載すること。  
 注3：協議会規約及び執行体制等の分かる資料を添付すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）（前年度、本事業を実施しており内容に変更がない場合は省略することができる。）
2. 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
3. 本事業で取り組む内容の機械・施設、生産資材等のパンフレット又は見積書
4. その他、園が必要と認める資料

別記様式第2-3号

スマート農業導入推進計画（事業達成状況報告）

別記様式第2-5号

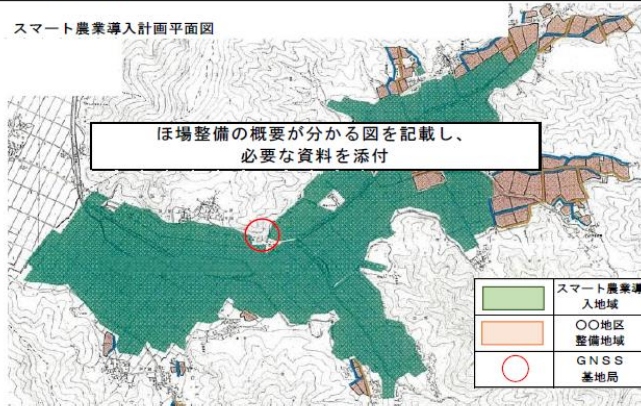
スマート農業導入推進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
事業実施期間	関連事業地区名	地域計画の策定区域名	策定期間(予定)
スマート農業に適した基盤の整備状況			
<p>(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また用排水路のバイパス化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、スマート農業の導入に向け、各ほ場へターナー農道を設置する。</p>		事業対象面積	〇〇ha
		地区標準区画面積	〇〇ha
		ターナー農道整備面積	有or無or一部
関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：RO~RO、主要工事内容：区画整理〇〇ha、暗渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m	ほ場内耕作道整備面積	有or無or一部
		用排水路バイパス整備面積	有or無or一部
本事業の対象面積	〇〇ha	本事業の対象農家戸数	〇〇人
うち担い手が所有する面積	〇〇ha 〇〇%	うち担い手	〇〇人 〇〇%
備考			

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
事業実施期間	関連事業地区名	重点策定区域又は策定された人・農地プラン名	指定又は実質化時期(予定)
スマート農業に適した基盤の整備状況			
<p>(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また用排水路のバイパス化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、スマート農業の導入に向け、各ほ場へターナー農道を設置する。</p>		事業対象面積	〇〇ha
		地区標準区画面積	〇〇ha
		ターナー農道整備面積	有or無or一部
関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：RO~RO、主要工事内容：区画整理〇〇ha、暗渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m	ほ場内耕作道整備面積	有or無or一部
		用排水路バイパス整備面積	有or無or一部
本事業の対象面積	〇〇ha	本事業の対象農家戸数	〇〇人
うち担い手が所有する面積	〇〇ha 〇〇%	うち担い手	〇〇人 〇〇%
備考			

導入するスマート農業の概要

スマート農業導入計画平面図

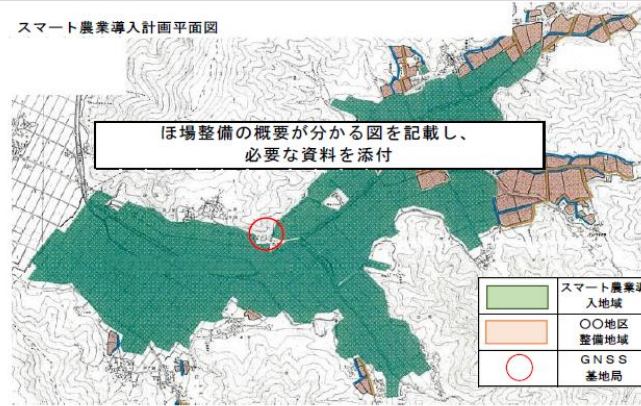


(例) 事業実施区域内の〇〇haを対象にGNSS基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する。

導入する省力化技術	導入対象面積	導入数	割合	活用農家数	管理体制
自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理

導入するスマート農業の概要

スマート農業導入計画平面図



(例) 事業実施区域内の〇〇haを対象にGNSS基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する。

導入する省力化技術	導入対象面積	導入数	割合	活用農家数	管理体制
自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理



地域の収益性向上の取組	
(必須) 高収益作物導入への取組方針	(例) スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物(トマト)を令和〇年度までに〇haで実施予定。
(任意) その他	(例) スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組等

事業の実施イメージ						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
ハード	ターン農道設置 GNSS基地局設置	ターン農道設置	ターン農道設置			
ソフト		省力化技術導入	省力化技術導入	省力化技術導入		

注1: スマート農業導入推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記すること。  
注2: 導入する省力化技術については、その機器に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。

**別記様式第2-4号～別記様式2-7 (略)**

**別記様式第3号  
農地耕作条件改善計画(事業達成状況報告)**

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業(〇〇〇〇)		
促進計画の区分	地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病虫害対策計画水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画		
基盤整備の計画			

地域の収益性向上の取組	
(必須) 高収益作物導入への取組方針	(例) スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物(トマト)を令和〇年度までに〇haで実施予定。
(任意) その他	(例) スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組等

事業の実施イメージ						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
ハード	ターン農道設置 GNSS基地局設置	ターン農道設置	ターン農道設置			
ソフト		省力化技術導入	省力化技術導入	省力化技術導入		

注1: スマート農業導入推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記すること。  
注2: 導入する省力化技術については、その機器に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。

**別記様式第2-6号～別記様式第2-9号 (略)**

**別記様式第3号  
農地耕作条件改善計画(事業達成状況報告)**

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業(〇〇〇〇)		
促進計画の区分	地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病虫害対策計画水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画		
基盤整備の計画			





機械作業体系導入支援	実施内容〇 〇																		
労働生産性向上技術導入支援	実施内容〇 〇																		
指導	実施内容〇 〇																		
農地整備・集約推進費	実施内容〇 〇																		
高収益作物導入促進費	実施内容〇 〇																		
高収益作物導入推進費	実施内容〇 〇																		
小計																			
(略)																			

注：1）～13） （略）

(新設)	(新設)																		
(新設)	(新設)																		
指導	実施内容〇 〇																		
(新設)	(新設)																		
(新設)	(新設)																		
(新設)	(新設)																		
小計																			
(略)																			

注：1）～13） （略）

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】 (略)

【定額助成(ハード)の実施計画(事業達成状況報告)】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本	集約化 加算	基本	集約化 加算	基本	集約化加 算	合計
	A	B	C	D	$E = A \times C$	$F = B \times D$	$G = E + F$
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm超	<u>25.0万円</u> 円/10a ( )	<u>30.0万円</u> 円/10a ( )	00a	00a			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	<u>23.5万円</u> 円/10a ( )	<u>28.0万円</u> 円/10a ( )	00a	00a			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	<u>6.0万円</u> 円/10a ( )	<u>7.0万円</u> 円/10a ( )	00a	00a			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の)	<u>3.5万円</u> 円/100m ( )	<u>4.0万円</u> 円/100m ( )	00m	00m			

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】 (略)

【定額助成(ハード)の実施計画(事業達成状況報告)】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本	集約化 加算	基本	集約化 加算	基本	集約化加 算	合計
	A	B	C	D	$E = A \times C$	$F = B \times D$	$G = E + F$
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm超	<u>12.5万円</u> 円/10a ( )	<u>15万円</u> 円/10a ( )	00a	00a			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	<u>10.5万円</u> 円/10a ( )	<u>12.5万円</u> 円/10a ( )	00a	00a			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	<u>5.5万円</u> 円/10a ( )	<u>6.5万円</u> 円/10a ( )	00a	00a			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の)	<u>3万円</u> 円/100m ( )	<u>3.5万円</u> 円/100m ( )	00m	00m			

わかないもの 畦畔除去のみ							
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 緩傾斜化	<u>10.5万</u> 円/10a ( )	<u>12.5万</u> 円/10a ( )	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm超	<u>42.0万</u> 円/10a ( )	<u>50.0万</u> 円/10a ( )	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	<u>40.0万</u> 円/10a ( )	<u>48.0万</u> 円/10a ( )	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	<u>22.5万</u> 円/10a ( )	<u>27.0万</u> 円/10a ( )	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも	<u>25.0万</u> 円/10a ( )	<u>30.0万</u> 円/10a ( )	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			

わかないもの 畦畔除去のみ							
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm超	<u>25万円</u> /10a ( )	<u>30万円</u> /10a ( )	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	<u>23万円</u> /10a ( )	<u>27.5万</u> 円/10a ( )	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	<u>17.5万</u> 円/10a ( )	<u>21万円</u> /10a ( )	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも	<u>12.5万</u> 円/10a ( )	<u>15万円</u> /10a ( )	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			



畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm 超	<u>42.0万</u> 円/10a ( )	<u>50.0万</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い 有り	<u>40.0万</u> 円/10a ( )	<u>48.0万</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い 無し	<u>22.5万</u> 円/10a ( )	<u>27.0万</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 バックホ ウ工法 表土扱い 有り	<u>19.0万</u> 円/10a ( )	<u>22.5万</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 バックホ ウ工法 表土扱い 無し	<u>17.0万</u> 円/10a ( )	<u>20.0万</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 トレンチ ャ工法	<u>12.0万</u> 円/10a ( )	<u>14.0万</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			

畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm 超	<u>25万円</u> /10a ( )	<u>30万円</u> /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い 有り	<u>23万円</u> /10a ( )	<u>27.5万</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い 無し	<u>17.5万</u> 円/10a ( )	<u>21万円</u> /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 バックホ ウ工法 表土扱い 有り	<u>15万円</u> /10a ( )	<u>18万円</u> /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 バックホ ウ工法 表土扱い 無し	<u>14.5万</u> 円/10a ( )	<u>17万円</u> /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 トレンチ ャ工法	<u>10万円</u> /10a ( )	<u>12万円</u> /10a ( )	〇〇a	〇〇a			



暗渠排水掘削同時埋設工法	<u>10.5万円</u> 円/10a ( )	<u>12.5万円</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
湧水処理表土扱い有り	<u>20.5万円</u> 円/100m ( )	<u>24.5万円</u> 円/100m ( )	〇〇m	〇〇m			
湧水処理表土扱い無し	<u>18.5万円</u> 円/100m ( )	<u>22.0万円</u> 円/100m ( )	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんがい施設(樹園地)	<u>29.0万円</u> 円/10a ( )	<u>34.5万円</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんがい施設(樹園地以外)	<u>18.5万円</u> 円/10a ( )	<u>22.0万円</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんがい施設(ほ場外からの接続管施工)	<u>6.5万円</u> /10m ( )	<u>7.5万円</u> /10m ( )	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんがい施設(給水栓設置のみ)	<u>2.0万円</u> /箇所 ( )	<u>2.0万円</u> /箇所 ( )	〇〇箇所	〇〇箇所			
土層改良							

暗渠排水掘削同時埋設工法	<u>7.5万円</u> /10a ( )	<u>9万円</u> /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
湧水処理表土扱い有り	<u>15万円</u> /100m ( )	<u>18万円</u> /100m ( )	〇〇m	〇〇m			
湧水処理表土扱い無し	<u>14万円</u> /100m ( )	<u>16.5万円</u> 円/100m ( )	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんがい施設(樹園地)	<u>24.5万円</u> 円/10a ( )	<u>29万円</u> /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんがい施設(樹園地以外)	<u>15.5万円</u> 円/10a ( )	<u>18.5万円</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんがい施設(ほ場外からの接続管施工)	<u>5万円</u> /10m ( )	<u>5万円</u> /10m ( )	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんがい施設(給水栓設置のみ)	<u>1.5万円</u> /箇所 ( )	<u>1.5万円</u> /箇所 ( )	〇〇箇所	〇〇箇所			
土層改良							

反転耕	<u>28.0万</u> 円/10a ( )		〇〇a				
混層耕	<u>2.0万円</u> /10a ( )		〇〇a				
堆肥施用	<u>2.0万円</u> /10a ( )		〇〇a				
明渠排水	(略)		〇〇a				
客土	<u>26.0万</u> 円/10a ( )	<u>31.0万</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
除礫	<u>23.5万</u> 円/10a ( )	<u>28.0万</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
更新整備							

反転耕	<u>35.0万</u> 円/10a ( )		〇〇a				
混層耕	<u>2.5万円</u> /10a ( )		〇〇a				
堆肥施用	<u>2.5万円</u> /10a ( )		〇〇a				
明渠排水	(略)		〇〇a				
客土	<u>11.5万</u> 円/10a ( )	<u>13.5万</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
除礫	<u>20万円</u> /10a ( )	<u>24万円</u> /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
更新整備							

用水路	<u>12.5万円</u> 円/10m ( )	<u>15.0万円</u> 円/10m ( )	00m	00m			
排水路	<u>22.0万円</u> 円/10m ( )	<u>26.0万円</u> 円/10m ( )	00m	00m			
農作業道	<u>11.5万円</u> 円/10m ( )	<u>13.5万円</u> 円/10m ( )	00m	00m			
畦畔	<u>14.5万円</u> 円/100m ( )	<u>17.0万円</u> 円/100m ( )	00m	00m			
排水口	<u>4.0万円</u> /箇所 ( )	<u>4.5万円</u> /箇所 ( )	○箇所	○箇所			
特認事業	(略)	(略)	(略)	(略)			
<b>畑地転換工</b>							
額縁排水溝	<u>1.5万円</u> /100m ( )	<u>1.0万円</u> /100m ( )	00a	00a			
酸度矯正	<u>0.5万円</u> /10a ( )	<u>0.5万円</u> /10a ( )	00a	00a			

用水路	<u>9.5万円</u> /10m ( )	<u>11万円</u> /10m ( )	00m	00m			
排水路	<u>14.5万円</u> 円/10m ( )	<u>17万円</u> /10m ( )	00m	00m			
農作業道	<u>9.5万円</u> /10m ( )	<u>11万円</u> /10m ( )	00m	00m			
畦畔	<u>14万円</u> /100m ( )	<u>16.5万円</u> 円/100m ( )	00m	00m			
排水口	<u>4.5万円</u> /箇所 ( )	<u>5.0万円</u> /箇所 ( )	○箇所	○箇所			
特認事業	(略)	(略)	(略)	(略)			
<b>(新設)</b>							

(略)

注：1) 第6の1の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、地域計画を添付すること。

2)・3) (略)

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類	中心経営体				
	A 法人	B 集落営農 組合	C 個人	合計	
(略)	受益面積				
	うち 集約化面積				
更新整備					
(略)	施行延長				
	うち 集約化延長				
畑地転換工					
額縁排水溝	受益面積				
	うち 集約化延長				
酸度矯正	受益面積				
	うち 集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】 (略)

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】 (略)

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】 (略)

(略)

注：1) 第6の1の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、人・農地プランを添付すること。

2)・3) (略)

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類	中心経営体				
	A 法人	B 集落営農 組合	C 個人	合計	
(略)	受益面積				
	うち 集約化面積				
更新整備					
(略)	施行延長				
	うち 集約化延長				
(新設)	(新設)				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】 (略)

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】 (略)

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】 (略)

別記様式第4号

(新設)

番 号

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

令和〇〇年度農地整備・集約推進意向届

農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号  
農林水産省農村振興局長通知）第3の10に基づき、農地整備・集約推進費の交  
付に向けた意向を表明します。

添付資料：1 市町村農地整備・集約推進実施計画

2 地域計画

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付資料のうち、地域計画について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

**別記様式第5号**

選	地区
作成月日	年 月
<u>(市町村・都道府県)農地整備・集約推進実施計画</u>	
<u>〇〇地区</u>	
令和 年 月 日	
〇〇県 〇〇市町村	

(市町村・都道府県)農地整備・集約推進実施計画

(目次)

(新設)

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地解消整備計画

(1) 農地整備・集約推進交付概要

(2) 農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧

② 整備区域図

(3) 農地集積・集約化概要

① 概要一覧

② 担い手別一覧

③ 農用地集約図

2. 次世代農業発展計画

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地解消整備計画

(1) 農地整備・集約推進交付概要

目標年度における担い手の農地集約化率 _(%)	
----------------------------	--

推進費交付率 _(%)	
----------------	--

交付年度	対象となる農地耕作条件改善事業 の事業費(千円)※	交付額 (千円)
令和〇〇年度		
令和〇〇年度		
令和〇〇年度		
計		

※1 地域内農地集積型においては、要綱別表の区分2の定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)のハード事業の事業費

高収益作物転換型においては、要綱別表の区分2の定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(10)及び(12)のハード事業の事業費

※2 交付額は、千円単位切り捨てとする。

(2)農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧

都道府県名	市町村名	地区名	型名	受益面積 (ha)	受益者数 (名)			
着工年度	完了年度	目標年度	総事業費(千円) (うち農地整備・集約推進費 の対象事業費※)	定率助成における負担割合(%)				
				国	都道府県	市町村	農家	
			( )					

※地域内農地集積型においては、要綱別表の区分2の定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)のハード事業の事業費

高収益作物転換型においては、要綱別表の区分2の定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(10)及び(12)のハード事業の事業費



② 整備区域図

〇〇県 〇〇地区

(位置図)

(注) 既整備地域とこれに隣接する農地耕作条件改善事業の事業対象地域の整備計画の根拠が分かるようにすること。

主要工種等	
既整備地域	- 事業名 : 「〇〇事業」
	- 地区名 : 「〇〇地区」
	- 工期 : 〇〇年度～〇〇年度
隣接する 事業対象地域	- 工種 : 区画整理 〇ha
	頭集排水 〇ha ...
	- 工種 : 区画整理 〇ha
	頭集排水 〇ha

凡例	
区 既整備地域	線 ----- で囲む
区 隣接する事業対象地域	示 ----- で囲む

(3) 農地集積・集約化概要

① 概要一覧

項目	既整備地域			隣接する事業対象地域				備 考
	農用地面積 (ha) ①	担い手の 経営面積 (ha) ②	担い手の 農地集積率 (%) ③=②/①	農用地面積 (ha) ④	担い手の 経営面積 (ha) ⑤	担い手の 農地集積率 (%) ⑥=⑤/④	担い手の 集約化面積 (ha) ⑦	
現況								年度：令和〇〇年度
完了時								年度：令和〇〇年度
目標								年度：令和〇〇年度

② 担い手別一覧

番号	担い手 区分	事業対象地域外の 経営面積 (ha)	事業対象地域		農地中間管理機構			
	①認定農業者 ②認定新規就農者 ③所収村協働促進達成者		地番	農地面積 (ha)	設定年月日	存在期間又は 残存期間 (申請日時 迄)	権利の種類 (定借権/賃 用賃借による 権利)	賃借権の場合の 支払い方法 (物納/金納)
1								
小計								
2								
小計								
3								
小計								
合計								

### ③ 農用地集約図

※②事業対象地域における担い手別農用地集約化一覧に基づき記載すること

(現況)

区分	凡 例	
	既整備地域	緑 ----- で囲む
隣接する 事業対象地域	赤 ----- で囲む	
集約 状況	彩色区分	担い手番号(※)
		1
		2
		3
		4
集約化予定地域	青 ----- で囲む	

(目標)

区分	凡 例	
	既整備地域	緑 ----- で囲む
隣接する 事業対象地域	赤 ----- で囲む	
集約 状況	彩色区分	担い手番号(※)
		1
		2
		3
		4
集約化予定地域	青 ----- で囲む	

### 2. 次世代農業発展計画

農村を次世代つなぎ、農業の発展を支えるため、既整備地域及びこれに隣接する事業対象農地を対象に、次のテーマのうち、少なくとも1つを選択し、基盤整備を契機とした取組方針を記載。

テーマ	取組方針
①高収益作物の導入による収益性の向上	生産コストの削減や高収益作物の導入の取組方針
②6次産業化など地域振興につながる生産拡大	加工・直販等の発展に必要な作物生産の拡大方針
③スマート農業による生産性の向上	UAV、ロボット、ICT、地下かんがい等先進技術の活用方針

別記様式第6号

	県	地区
	作成月日	年 月

(市町村・都道府県)農地整備・集約推進完了報告書

〇〇地区

令和 年 月 日  
〇〇県 〇〇市町村

(市町村・都道府県)農地整備・集約推進完了報告

(目次)

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地解消整備計画

(1)農地整備・集約推進交付概要

(新設)

(2) 農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧

② 整備区域図

(3) 農地集積・集約化概要

① 概要一覧

② 担い手別一覧

③ 農用地集約図

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地解消整備計画

※完了に伴う修正箇所について、申請時点との上下2段書きで記載すること

(1) 農地整備・集約推進交付概要

目標年度における担い手の農地集約化率 (%)	
---------------------------	--

推進費交付率 (%)	
---------------	--

交付年度	対象となる農地耕作条件改善事業 の事業費(千円)	交付額 (千円)
令和〇〇年度		
令和〇〇年度		
令和〇〇年度		
計		

※1 地域内農地集積型においては、要綱別表の区分2の定率助成の事業種類の欄

の(1)から(8)まで及び(12)のハード事業の事業費

高収益作物転換型においては、要綱別表の区分2の定率助成の事業種類の欄の

(1) から (8) まで及び (10) 及び (12) のハード事業の事業費

※2 交付額は、千円単位切り捨てとする。

(2) 農地耕作条件改善事業整備概要

※完了に伴う修正箇所について、申請時点との上下2段書きで記載すること

① 概要一覧

都道府県名	市町村名	地区名	型名	定率助成における負担割合 (%)			
				国	都道府県	市町村	農家
着工年度	完了年度	目標年度	総事業費(千円) (うち協力金対象事業費※)				
			( )				

※地域内農地集積型においては、要綱別表の区分2の定率助成の事業種類の欄の

(1) から (8) まで及び (12) のハード事業の事業費


高収益作物転換型においては、要綱別表の区分2の定率助成の事業種類の欄の

(1) から (8) まで及び (10) 及び (12) のハード事業の事業費

② 整備区域図

〇〇県 〇〇地区

(位置図)



(注) 既整備地域とこれに隣接する農地耕作条件改善事業の事業対象地域の整備計画の概要が分かるようにすること。

※完了に伴う修正箇所について、分かるように記載すること。

主要工種等	
既整備地域	・事業名 : [〇〇事業]
	・地区名 : [〇〇地区]
	・工期 : 〇〇年度~〇〇年度
隣接する事業対象地域	・工種 : 区画整理 〇ha 暗渠排水 〇ha ……
	・工種 : 区画整理 〇ha 暗渠排水 〇ha …

凡例

区 既整備地域	緑 ----- で囲む
分 隣接する事業対象地域	赤 ----- で囲む

(3) 農地集積・集約化概要

※完了に伴う修正箇所について、申請時点との上下2段書きで記載すること

① 概要一覧

項目	既整備地域			隣接する事業対象地域					備 考
	農用地面積 (ha) ①	担い手の 経営面積 (ha) ②	担い手の 農地集積率 (%) ③=②/①	農用地面積 (ha) ④	担い手の 経営面積 (ha) ⑤	担い手の 農地集積率 (%) ⑥=⑤/④	担い手の 集約化面積 (ha) ⑦	担い手の 農地集約比率 (%) ⑧=⑦/④	
現況									年度：令和〇〇年度
完了時									年度：令和〇〇年度
目標									年度：令和〇〇年度

② 担い手別一覧

番号	担い手 区分	事業対象地域外の 経営面積 (ha)	事業対象地域		農地中間管理権		
	①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村構想促進達成者		地番	農地面積 (ha)	設定年月日	存続期間又は 存続期間 (申請日時 点)	権利の種類 (管理権/使 用貸借による 権利)
1							
小計							
2							
小計							
3							
小計							
合計							

### ③ 農用地集約図

※完了に伴う修正箇所について、分かるように記載すること

※②事業対象地域における担い手別農用地集約化一覧に基づき記載すること

## 2. 次世代農業発展計画

農村を次世代つなぎ、農業の発展を支えるため、既整備地域及びこれに隣接する事業対象農地を対象に、次のテーマのうち、少なくとも1つを選択し、基盤整備を契機とした取組方針を記載。

テーマ	取組方針
①高収益作物の導入による収益性の向上	生産コストの削減や高収益作物の導入の取組方針
②6次産業化など地域振興につながる生産拡大	加工・直販等の発展に必要な作物生産の拡大方針
③スマート農業による生産性の向上	UAV、ロボット、ICT、地下かんがい等先進技術の活用方針

別記様式第7号

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長  
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業採択申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第17の1に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病虫害対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画）を添付して申請する。

別記様式第6号

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長  
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業採択申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第17の1に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病虫害対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。



※（略）

（別紙）（略）

別記様式第8号

番 号  
年 月 日

〇 〇 〇 殿

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長  
内閣府沖縄総合事務局長  
〇 〇 〇 〇

**事業採択通知書**

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病虫害対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画）に

※（略）

（別紙）（略）

別記様式第5号

番 号  
年 月 日

〇 〇 〇 殿

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長  
内閣府沖縄総合事務局長  
〇 〇 〇 〇

**事業採択通知書**

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病虫害対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画及び農地耕作条件改善計画）について採択したので通知

ついて採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 19 のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

※（ ）内は、別記様式第 7 号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。

（別紙）（略）

別記様式第 9 号

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長  
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業変更申請書

する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 19 のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

※（ ）内は、別添様式第 4 号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。

（別紙）（略）

別記様式第 6 号

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長  
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業変更申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 17 の 4 に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病虫害対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画）を添付して申請する。

※（ ）内は、別記様式第 7 号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。

（別紙） （略）

別記様式第 10 号・別記様式第 11 号 （略）

別記様式第 12 号

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

○ ○ ○ ○

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 17 の 4 （又は第 17 の 6、7）に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病虫害対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。

※（ ）内は、別添様式第 4 号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。

（別紙） （略）

別記様式第 7 号・別記様式第 8 号 （略）

別記様式第 9 号

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

○ ○ ○ ○

○ ○ ○

### 交付決定前着手届

○○（交付決定前着手が必要な理由）のため、農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農村振興局長通知）第 8 の 5 に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

1～3 （略）

別記様式第 13 号 （略）

○ ○ ○

### 交付決定前着手届

○○（交付決定前着手が必要な理由）のため、農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農村振興局長通知）第 8 の 5 に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

1～3 （略）

※ 本様式において、未来型産地形成推進条件整備型については、「交付金」の部分は、「補助金」とする。

別記様式第 10 号 （略）